

日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書（案）

1972年に沖縄が日本に復帰したが、今もなお、国土面積のわずか0.6%に過ぎない沖縄県に、在日米軍専用施設面積の70%が過度に集中している。そのため、米軍による事件・事故が繰り返されている。この50年間の在沖縄米軍基地関係者の刑法犯摘発件数は累計6,019件、そのうち殺人や強盗、強姦、放火などの凶悪犯罪は757件となっている。

事故も多発しており、令和3年8月には普天間飛行場所属のMV22Bオスプレイから重さ約1.8キログラムのパネルの落下事故が起き、11月には水筒の落下事故が発生した。同じく11月には青森県三沢基地に所属するF16戦闘機が燃料タンク2本を上空から投棄して、青森空港に緊急着陸する危険な事故も起きた。

これまで県内では米軍基地に起因する事件・事故が発生するたびに、多くの議会や自治体は厳重に抗議及び要請を行ってきたところであるが、一向に改善されず、事件・事故が繰り返される状況が続いている。

日米地位協定は、締結以来一度も改定されておらず、現状を考慮すると運用改善ではなく、より進んだ対応が必要と考える。

国においては、県民の生命・財産及び人権を守る立場から、「日米地位協定の抜本的な改定」及び沖縄県民の切実な要望に応えるため、「在沖米軍基地の負担軽減」がなされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月22日

奈良市議会